

令和3・4年度静岡県建設工事入札参加資格再審査認定に関するQA

注：以下の用語は次のとおりです。

「新経審結果」：令和3年4月以後の基準による経営規模等評価の結果

「旧経審結果」：令和3年4月以前の基準による経営規模等評価の結果

1 再審査認定に係る一般的事項

Q	1-	1	再審査認定とは何ですか。
A	1-	1	旧経審結果により認定を受けた令和3・4年度静岡県建設工事入札参加資格について、新経審結果を反映し、再度入札参加資格の認定を行うことです。

2 再審査の申請について

Q	2-	1	再審査の申請に必要な要件を教えてください。
A	2-	1	①～③の要件全てを満たすことが必要です。 ①旧経審結果に基づき、静岡県の令和3・4年度入札参加資格認定を受けている。 ②入札参加資格の認定業種について、新経審結果を受けている。 ③審査基準日が申請日から1年7ヶ月以内である。
Q	2-	2	再審査の申請は必ず行う必要がありますか。
A	2-	2	必ず行う必要があるわけではありません。希望者のみ行ってください。
Q	2-	3	令和3・4年度入札参加資格の申請(定期申請)をした者は、再審査認定申請の対象となりますか。
A	2-	3	なります。ただし、令和3年4月以降に業種追加の申請等を行っている場合、追加した業種が新経審結果に基づく認定を受けている場合には、当該業種は対象外となります。(もとより認定を受けている業種のみが対象となります。)
Q	2-	4	すべての業種について新経審結果に基づき入札参加資格の認定を受けている場合、再審査認定の対象となりますか。
A	2-	4	なりません。
Q	2-	5	再審査認定の申請受付は、今回以外にも実施する予定がありますか。
A	2-	5	ありません。今回限りの受付となりますので、御注意ください。
Q	2-	6	認定を受けている入札参加資格の業種において、旧経審結果により認定を受けた業種と新経審結果により認定を受けた業種が混在している場合、再審査認定申請の対象となるのはどこまでですか。
A	2-	6	再審査認定とは、入札参加資格の総合点数のうち、旧経審結果を新経審結果に置換えるものです。したがって、再審査認定申請の対象は、旧経審結果により認定を受けた業種に限ります。
Q	2-	7	申請する際に、新経審の結果通知書が手元にない可能性があります。再審査認定の申請は可能ですか。
A	2-	7	新経審の申請書のコピー(受付行政庁の受理印必要)でも申請が可能です。ただし、再審査認定の作業は旧経審結果を新経審結果を置き換えるため、審査結果(=総合評定値)がない場合は審査ができません。このため、新経審結果がない場合、再審査認定審査が遅れる可能性があります。
Q	2-	8	再審査認定申請を行う業種の選択はできるのですか。
A	2-	8	業種の選択はできません。入札参加資格の認定を受けた全ての業種が再審査認定の対象となります。

